

仕 様 書

1 件 名

発寒清掃工場ごみクレーン室空調機修繕

2 納入場所

札幌市発寒清掃工場（札幌市西区発寒 15 条 14 丁目 1 - 1）

3 納入期限

令和 3 年 8 月 30 日

4 作業内容

発寒清掃工場ごみクレーン室(5階)に設置された空調機（冷暖房機能付きヒートポンプ型エアコン）の修繕を行う。

(1) 冷媒回収

冷媒配管内の冷媒（HFC）を全量回収し、適正に破壊すること。

(2) 既設機器撤去

既設機器概要については別紙仕様表及び図面を参照すること。

(3) 交換機器仕様

冷房能力 10.0 kW

暖房能力 11.2kW

室外機 3相 200V 防雪フード(前側背面) かさ上げ用架台 500H 1台

室内機 天井埋め込みカセット型(2方向吹き出し) 単相 200V ドレンアップ機能付 2台

リモコン ワイヤード式 1台

※ 機器の選定にあたっては事前に担当者の承諾を得ること。

(4) 機器取付作業

上記(2) (3) の機器の撤去および取付作業を行う。冷媒配管、ドレン配管及び室外機架台は再利用可とする。但し、既設冷媒配管、排水配管および電気配線・配管に接続するために必要な配管配線作業は、本修繕に含まれる。

(5) 廃棄物の処理

業務に伴い発生した金属くず等については、場内指定場所に置くこと。

(6) 試験・試運転

冷媒配管の接続終了時において、冷媒を充填する前に空気または不燃性ガスにより気密試験を実施すること。試験圧力については、冷媒の仕様に従うこととし、時間は24時間を基本とする。

試運転は、基本的な性能確認と各室内機のドレンアップ機能確認を実施するものとする。検査において不具合が発見された場合は、直ちに原因の調査、報告を行い、その原因が受託者の責に帰するものである場合は、受託者の責任により復旧すること。

5 その他

- (1) 業務履行にあたっては「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」、「電気事業法」、「労働安全衛生法」などの関係法令を遵守すること。
- (2) 作業時間は原則平日の9:00-17:00とし、これを超える場合は本市担当者に事前の承諾を得ること。
- (3) 喫煙は、工場敷地内（車両内含む）ですべて禁止する。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合は、担当者と協議して決定する。

6 提出物

- (1) 業務着手届 1部
- (2) 業務責任者指定通知書 1部
※資格証（管工事施工管理技士1級または2級）の写し含む
- (3) 作業報告書 1部
※作業前、中、後の写真、マニフェスト（写）、冷媒の破壊証明書（写）及び試運転検査報告書含む
- (4) 業務完了届 1部
- (5) 取扱説明書 1部

7 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

8 業務における新型コロナウイルスの感染予防対策について

- (1) 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに委託者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。
- (3) 業務の履行に当たっては、極力「密閉・密集・密接」の回避を図ること。

9 担 当

環境局環境事業部発寒清掃工場 黒沼 Tel667-5311